

# 新型コロナウイルス感染症対策に関する主な支援策

支援策		対象	概要	問合せ先
生活資金に困っている	<b>給付</b> 1 特別定額給付金【国】	基準日(R2.4.27)に住民基本台帳に記載されている方	《R2補正予算》 ・一律に国民一人あたり10万円を給付。郵送またはオンラインにより申請。(補助率：国10/10)	総務省
	<b>貸付</b> 2 生活福祉資金貸付制度【社会福祉協議会】	感染症の影響により収入が減少した世帯	・据置期間や償還期限を延長した無利子・保証人不要の緊急小口資金等の特例貸付を実施。	県・市町村社会福祉協議会
	<b>給付</b> 3 住居確保給付金【国】	給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由、当該個人の都合によらないで減少している方など	・従来の離職、廃業後2年以内の者に加え、新型コロナ等の影響で、離職や廃業と同程度の状況に至り、住居喪失又は住居喪失のおそれが生じている方に対しても対象範囲を拡大。 ・家賃相当額(例：県内町村における1人世帯の場合：上限29,000/月)を原則3か月間支給(一定の収入要件及び資産要件あり)。	社会福祉協議会等
	<b>その他</b> 4 県営住宅による支援【県】	・県営住宅入居者及び新規入居者 ・居住する住宅からの退去を余儀なくされた方	・県営住宅の家賃の支払いが困難な場合、収入減少後の所得階層に見合った家賃に減額。また、保証人が見つからない場合、保証人を免除。 ・解雇等の理由により、住宅から退去を余儀なくされた方に対し、収入状況に関わらず県営住宅を一時提供。	県住宅供給公社
子どもがいる方のために	<b>給付</b> 5 子育て世帯への臨時特別給付金【国】	児童手当を受給する世帯(0歳～中学生がいる世帯)	《R2補正予算》 ・臨時特別の給付金(一時金)として、対象児童一人につき1万円を上乗せ支給する。	内閣府
	<b>給付</b> 6 小学校休業等対応支援金【国】	契約した仕事ができなくなっている保護者	・小学校・保育所等の臨時休業に伴い、子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなっている保護者に対する助成。 <支給額>4,100円/日(定額) R2.2.27～6.30のうち就業できなかった日数	厚生労働省
	<b>その他</b> 7 県立高等学校の授業料減免【県】	家計が困窮している家庭の学生	・勤めていた会社が倒産するなど、自己都合によらない失業により、家計が著しく困窮していると認められる場合、授業料を減免。	県教育委員会
	<b>その他</b> 8 公立・私立高等学校の奨学金返還猶予【県】	家計が困窮している家庭の学生	・経済的な事情により生活に困窮している場合、申請より最大1年間、奨学金の返還を猶予。	(公立) 県教育委員会 (私立) 県環境生活部
	<b>その他</b> 9 国立大学等の授業料減免【国】	家計が急変した家庭の学生	《R2補正予算》 ・国立大学、国立高等学校等が行う授業料減免を運営費交付金で支援。 ・授業料減免等を実施した私立大学等に対しても、国が所要額の1/2を補助。	文部科学省

支 援 策		対 象	概 要	問 合 せ 先
新型コロナに感染したら	<b>助 成</b> 10 新型コロナウイルス感染症患者の入院医療費の公費負担【国】	感染症にかかった方	《R2補正予算》 ・感染症法に基づき、感染者の自己負担相当額を公費負担とする(国3/4、県1/4)。(患者が任意で特別療養室を利用した場合や所得が一定水準を超える場合などに一部自己負担あり)	厚生労働省
	<b>その他</b> 11 国民健康保険料等の減免【国】	感染症の影響により一定程度収入が下がった方	《R2補正予算》 ・国民健康保険、国民年金等の保険料の減免を行う。(減免の基準は今後通知)	各市町村
納税等の特例	<b>その他</b> 12 納税猶予の特例【国】	2月以降、収入が減少(前年同月比▲20%以上)したすべての方	・無担保かつ延滞金なしで納税を猶予。所得税、固定資産税など、基本的にすべての税が対象。	国税庁
	<b>その他</b> 13 税務申告・納付期限の延長【国】	感染拡大により外出を控えるなど期限内の申告が困難な方	・申告所得税、個人事業主の消費税の締切りを、4月16日(木)まで延長しつつ、4月17日(金)以降であっても柔軟に確定申告を受け付け。	国税庁
	<b>その他</b> 14 納税猶予の特例【県】	2月以降、収入が減少(前年同月比▲20%以上)し納付が困難な方	・自動車税や不動産取得税について無担保かつ延滞金なしで納税を1年間猶予。	各県税事務所

<外国語での相談>

岐阜県在住外国人相談センター 058-263-8066 月～金 9:00～17:00  
 可茂県事務所 (ポルトガル語) 0574-25-1858 月～金9:00～16:00  
 (タガログ語) 0574-25-1858 月水金9:00～16:00  
 西濃県事務所 (ポルトガル語) 0584-73-3520 月水金9:00～16:00